



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示	
○ 行政書士法による指定試験機関の名称の変更 (市町村課)	1
○ 都市計画の変更 (都市計画・モノレール課)	1
○ 都市計画事業の変更の認可 (下水道課)	2
○ 歳入の徴収の事務の委託 (警察本部交通規制課)	2
公 告	
○ 予算の公表 (財政課)	2
○ 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民生活課)	2
○ 開発行為に関する工事の完了・4件 (建築指導課)	3
訓 令	
○ 沖縄県副知事の担任事項を定める規程の一部を改正する訓令 (行政管理課)	4
人事委員会事項	
○ 沖縄県職員採用試験の実施	4
○ 沖縄県・警視庁・千葉県警察官 (男性) 採用共同試験及び沖縄県警察官 (女性) 採用試験の実施	9
○ 身体障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験の実施	14
正 誤	
○ 平成25年3月30日付け公報号外第12号中訂正	16

告 示

沖縄県告示第243号

行政書士法 (昭和26年法律第4号) 第4条の4第2項の規定により、指定試験機関から次のとおり指定試験機関の名称を変更する旨の届出があった。

平成25年4月9日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 指定試験機関の名称 財団法人行政書士試験研究センター
- 2 変更後の指定試験機関の名称 一般財団法人行政書士試験研究センター
- 3 変更する年月日 平成25年4月1日

沖縄県告示第244号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画区域区分を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月9日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 区域区分 (西海岸埋立地区)
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 浦添市西洲三丁目
 - (2) 削除する部分 なし

3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び浦添市都市建設部都市計画課

沖縄県告示第245号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成元年沖縄県告示第117号で認可した石垣都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年4月9日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 施行者の名称 石垣市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 石垣都市計画下水道事業
 - (2) 名称 石垣市特定環境保全公共下水道
- 3 事業施行期間 平成元年2月14日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第246号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成25年4月9日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 委託した徴収事務 パーキング・メーター作動手数料及びパーキング・チケット発給手数料の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社琉球人材派遣センター
 - (2) 所在地 沖縄市室川二丁目8番13号平良アパート103号室
- 3 委託期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成25年3月29日県議会の議決を経た平成25年度沖縄県一般会計予算、平成25年度沖縄県特別会計予算及び平成25年度沖縄県企業会計予算の要領を別冊のとおり公表する。

平成25年4月9日

沖縄県知事 仲井眞弘多

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年5月27日まで縦覧に供する。

平成25年4月9日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成25年3月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人三和人材育成会
- 3 代表者の氏名 金城佳隆
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県糸満市西崎一丁目23番10号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、三和地域を中心に、児童生徒等を対象に海外派遣研修、顕彰等の教育支援に関する事業を行い、児童生徒等の学習意欲及び学力の向上を図り、有為な人材の育成とともに

国際交流に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年4月9日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年11月28日 沖縄県指令土第986号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字渡嘉敷36番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字宜保427番地1 マンション山之上105号 大浦百合子
- 5 検査済証番号 平成25年3月22日 第3080号
- 6 工事完了年月日 平成25年3月4日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年4月9日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年5月7日 沖縄県指令土第656号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宮古島市平良字荷川取前原401番1及び401番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市壺川2丁目11番地11 株式会社沖電工 代表取締役 嘉手納伸
- 5 検査済証番号 平成25年3月25日 第3081号
- 6 工事完了年月日 平成25年2月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年4月9日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年3月29日 沖縄県指令土第540号、平成25年3月5日 沖縄県指令土第246号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字屋宜原95番1ほか21筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 公共空地及び緑地
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
 （「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 宜野湾市大山七丁目2番10号 株式会社サンエー 代表取締役社長 上地哲誠
- 5 検査済証番号 平成25年3月26日 第3082号
- 6 工事完了年月日 平成25年3月12日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年4月9日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年2月29日 沖縄県指令土第130号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字大名久米原299番2及び299番6

- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字宮平396番地3 山内昌信
- 5 検査済証番号 平成25年3月29日 第3083号
- 6 工事完了年月日 平成25年3月22日

訓 令

沖縄県訓令第70号

知 事 部 局

沖縄県副知事の担任事項を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年4月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県副知事の担任事項を定める規程の一部を改正する訓令

沖縄県副知事の担任事項を定める規程（平成23年沖縄県訓令第47号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号キを次のように改める。

キ 教育委員会との連絡調整に関する事項

第1条第2号に次のように加える。

キ 知事以外の執行機関との連絡調整に関する事項（前号キに掲げる事項を除く。）であつて、公室及び部が所掌するもの以外のもの

附 則

この訓令は、平成25年4月9日から施行する。

人 事 委 員 会 事 項

沖縄県職員採用試験を次のとおり行います。

平成25年4月9日

沖縄県人事委員会

委員長 玉 城 健

1 試験区分、採用予定数及び職務内容

種類	試験区分	採用予定数	職務内容
上 級	行 政 I	52名	知事部局、教育委員会、企業局等の本庁、出先機関等において、一般行政事務に従事します。
	心 理	若干名	知事部局、企業局等の本庁、出先機関等において、それぞれの職種に応じた専門的職務に従事します。
	社 会 福 祉	10名	
	電 気	若干名	
	機 械	若干名	
	土 木	15名	
	建 築	若干名	
	化 学	若干名	
	農 業	若干名	
	農 業 土 木	若干名	
	農 芸 化 学	若干名	
	畜 産	若干名	
	林 業	若干名	
	水 産	若干名	
	病 院 事 務	若干名	県立病院において、病院経営事務に従事します。
			警察本部、警察署等において、一般事務、指紋等鑑定業

	警 察 事 務	若干名	務、犯罪状況分析事務等に従事します。なお、当直や交替制の勤務を伴うことがあります。
中 級	県立学校事務Ⅰ	12名	県立学校において、学校事務に従事します。
	県立学校事務Ⅱ	若干名	県立学校において、学校図書館事務や学校事務に従事します。
	市 町 村 立 学 校 事 務	40名	県内の公立小学校及び中学校において、学校事務に従事します。
初 級	一 般 事 務	12名	知事部局等において、一般行政事務に従事します。
	農 業 土 木	若干名	知事部局において、農業土木に係る専門的職務に従事します。
	警 察 事 務	若干名	上級「警察事務」と同じ。

注1 受験申込みは、一種類につき一試験区分に限ります。ただし、「中級」と「初級」の重複申込みはできません。

- 2 試験区分「行政Ⅰ」及び「一般事務」については、点字による受験もできます。点字受験を希望する方は、試験地及び試験時間が一部異なるので、受験申込み前に必ず人事委員会事務局までお問い合わせください。
- 3 「行政Ⅰ」、「一般事務」及び「警察事務」については、拡大文字による受験もできます。拡大文字による受験を希望する方は、受験申込み前に必ず人事委員会事務局までお問い合わせください。
- 4 採用予定数については、変更になる場合があります。
- 5 試験区分「市町村立学校事務」で採用された方は、沖縄県教育委員会が任命権を持ちますが、身分は市町村立学校の属する市町村職員となり、人事異動は市町村間となります。

2 受験資格

(1) 年齢及び資格

	種 類	試 験 区 分	要 件
年 齢	上 級	全 試 験 区 分	次のいずれかに該当する者 1 昭和59年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者（学歴不問） 2 平成4年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業した者又は平成26年3月までに大学を卒業する見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）
	中 級	全 試 験 区 分	昭和61年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者（学歴不問）
	初 級	全 試 験 区 分	平成4年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者。ただし、大学における在学期間が2年を超える者は除く。
資 格	上 級	社 会 福 祉	次のいずれかに該当する者 1 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）による社会福祉士の資格を有する者 2 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条に規定する社会福祉主事の任用資格を有する者又は平成26年3月までに当該任用資格を取得する見込みの者
	中 級	県立学校事務Ⅱ	図書館法（昭和25年法律第118号）第5条第1項に規定する司書となる資格を有する者又は平成26年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者

注 大学とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）をいう。

- (2) 国籍条項 日本の国籍を有しない者も受験できます（「警察事務」を除く。）。ただし、日本の国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わることとはできないとする公務員に関する基本原則に基づき任用されます。また、採用に当たっては、「就職が制限されない在留資格」であることが必要です。

(3) 欠格事項 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 沖縄県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時及び場所

試験	種類	日 時	試験地
第1次試験	上 級	6月30日（日曜日） 9時00分から15時30分まで	宜野湾市 那覇市 宮古島市 石垣市
	中 級	9月29日（日曜日） 9時00分から15時30分まで	宜野湾市 那覇市 宮古島市 石垣市
	初 級	9月29日（日曜日） 9時00分から12時00分まで（農業土木以外） 9時00分から15時30分まで（農業土木）	名護市 那覇市 宮古島市 石垣市
第2次試験	上 級	8月上旬から8月下旬を予定していますが、試験の日時、試験会場等については、第1次試験合格者に直接通知します。	
	中 級	10月下旬から11月下旬を予定していますが、試験の日時、試験会場等については、第1次試験合格者に直接通知します。	
	初 級	10月下旬から11月下旬を予定していますが、試験の日時、試験会場等については、第1次試験合格者に直接通知します。	

注 第1次試験の試験地は、申込み後変更する場合がありますので、試験地及び試験会場は受験申込後に沖縄県人事委員会から交付される受験票で確認してください。

4 試験の方法、配点等

試験は、第1次試験、第2次試験及び資格調査とし、第2次試験は第1次試験合格者について行います。

種類	試験	試験種目 (配点)	内 容
上 級	第1次試験	教養試験 (100)	公務員として必要な一般的な知識及び知能についての択一式（50問）による大学卒業程度の筆記試験を行います。（2時間30分）
		専門試験 (100)	各試験区分に必要な専門的知識、能力等についての択一式（40問）による大学卒業程度の筆記試験を行います。（2時間）
	第2次試験	口述試験 (120)	主として人物について個別面接による試験を行います。なお、個別面接の参考とするため適性検査を行います。
		集団討論 (30)	病院事務及び警察事務を除く試験区分については、集団討論を個別面接と併せて実施します。
		論文試験 (60)	思考力、総合的判断力、文章構成力及び表現力についての筆記試験（1000字以内）を行います。（2時間）
	資格調査	受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否等について調査します。	
中 級	第1次試験	教養試験 (100)	公務員として必要な一般的な知識及び知能についての択一式（50問）による短期大学卒業程度の筆記試験を行います。（2時間30分）
		専門試験 (100)	各試験区分に必要な専門的知識、能力等についての択一式（40問）による短期大学卒業程度の筆記試験を行います。（2時間）
	第2次試験	口述試験 (120)	主として人物について個別面接による試験を行います。なお、個別面接の参考とするため適性検査を行います。
		論文試験 (60)	思考力、総合的判断力、文章構成力及び表現力についての筆記試験（1000字以内）を行います。（2時間）
		資格調査	受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否等について調査します。

初 級	第1次 試 験	教養試験 (100)		公務員として必要な一般的な知識及び知能についての択一式 (50問) による高等学校卒業程度の筆記試験を行います。(2時間30分)
		専門試験 (農 業土木のみ) (100)		農業土木に必要な専門的知識、能力等についての択一式 (40問) による高等学校卒業程度の筆記試験を行います。(2時間)
	第2次 試 験	口 述 試 験	一般事務、 警察事務 (60) 農業土木 (120)	主として人物について個別面接による試験を行います。なお、個別面接の参考とするため適性検査を行います。
		作 文 試 験	一般事務、 警察事務 (30) 農業土木 (60)	思考力、文章構成力及び表現力についての筆記試験 (600字以内) を行います。(1時間)
資 格 調 査				受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否等について調査します。

注1 第1次試験における教養試験及び専門試験の得点は次の方法を用いて算出します。その結果、前述の配点を超える場合があります。

【得点の算出法】

$$\text{得点 (標準点)} = \frac{\text{各受験者の粗点 (正解数)} - \text{各試験区分ごとの粗点の平均点}}{\text{各試験区分ごとの粗点の標準偏差}} \times 10 + 50$$

2 各試験種目には一定の基準があり、1つでも基準を満たさない試験種目がある場合は不合格となります。

5 受験手続

(1) 受験申込書の入手方法

直接受け 取る方法	沖縄県人事委員会事務局 [〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 県庁行政棟2階] [電話番号(098)866-2545]
	名護県税事務所 [〒905-0015 名護市大南1-13-11 沖縄県北部合同庁舎1階] [電話番号(0980)52-2834]
	コザ県税事務所 [〒904-2155 沖縄市美原1-6-34 沖縄県中部合同庁舎1階] [電話番号(098)894-6500]
	宮古事務所総務課 [〒906-0012 宮古島市平良西里1125 沖縄県宮古合同庁舎2階] [電話番号(0980)72-2551]
	八重山事務所総務課 [〒907-0002 石垣市真栄里438-1 沖縄県八重山合同庁舎2階] [電話番号(0980)82-3040]
	沖縄県東京事務所 [〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館10階] [電話番号(03)5212-9087]
	沖縄県大阪事務所 [〒530-0001 大阪市北区梅田1-1-3-2100 大阪駅前第3ビル21階] [電話番号(06)6344-6828]
	沖縄県名古屋情報センター [〒460-0008 名古屋市中区栄4-1-1 中部日本ビルディング4階] [電話番号(052)263-3618]
ダウンロードで入手する方法	沖縄県ホームページ (http://www.pref.okinawa.jp/) から受験申込書の様式をダウンロードすることができます。同ホームページの各種委員会等の欄から人事委員会を選択してください。なお、ダウンロード (印刷) がうまくできない場合は、直接受け取る方法によるか、又は郵便で請求する方法により受験申込書を入手してください。

郵便で入手する方法	郵便で請求する場合は、沖縄県人事委員会事務局あての封筒の表に「上級、中級又は初級試験受験申込書請求」と朱書し、120円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号241mm×335mm）を同封して送ってください。なお、郵送に要する往復の日数を十分考慮してください。
-----------	--

(2) 窓口又は郵送による受付期間、申込方法等

	上 級	中 級 ・ 初 級
試験案内等配布開始日	4月22日（月曜日）	7月8日（月曜日）
受 付 期 間	5月7日（火曜日）から5月20日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）	7月22日（月曜日）から8月2日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
受 付 時 間	9時から17時15分まで	
受 験 票 の 交 付	6月中旬	9月中旬
申 込 先	沖縄県人事委員会事務局[〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2]	
申 込 方 法	<p>○受験申込書及び受験票に必要事項を記入し、申込み前3か月以内に撮影した写真（タテ約4.0cm・ヨコ約3.0cm）と50円切手を所定のところに貼って沖縄県人事委員会事務局に提出してください。</p> <p>○郵便で申し込む場合には、上記申込先あての封筒（角形2号241mm×335mm）の表に「上級試験受験申込書在中」、「中級試験受験申込書在中」又は「初級試験受験申込書在中」と朱書し、受験申込書及び受験票を折り曲げずに同封して、必ず簡易書留郵便で送ってください。なお、郵送の場合は、受付期間最終日までの消印のあるものだけに限り受け付けます。</p> <p>○次の試験種類及び試験区分で申し込む場合は、証明書等を受験申込書と併せて提出（同封）してください。なお、受付期限までに提出（同封）できない場合は、沖縄県人事委員会事務局まで連絡してください。 上級「社会福祉」の社会福祉士資格：社会福祉士登録証の写し 中級「県立学校事務Ⅱ」：司書となる資格を取得したこと又は取得する見込みであることを証明する書類</p> <p>○車椅子での受験など特別の対応を必要とする方は、申込書の余白にその旨記入してください。</p> <p>○点字又は拡大文字での受験を希望する方は、申込書の余白にその旨記入してください。</p>	

注 申込み後は、申込みをした試験区分、第1次試験地の変更は認めません。

(3) インターネットによる受付期間、申込方法等

	上 級	中 級 ・ 初 級
受 付 期 間	5月7日（火曜日）から5月16日（木曜日）まで	7月22日（月曜日）から7月31日（水曜日）まで
受 付 時 間	24時間（但し、受付期間初日は9時から）	
申 込 先	沖縄県人事委員会事務局[〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2]	
申 込 方 法	<p>沖縄県人事委員会事務局ホームページ「沖縄県職員採用試験のお知らせ」（http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/jinji_i/8481.html）へアクセスし、画面の指示に従って申込みをしてください。</p> <p>※ 受信票を印刷できる環境が必要になります。印刷できない方は、窓口又は郵送による申込みをしてください。</p>	
受 験 票	<p>受験資格審査の結果、申込内容に不備がなければ、試験日から約1週間前に、受験票の受け取りについての案内を、登録されたメールアドレス宛に送信します。試験日から6日前（月曜日）までに前述のメールが到着しないときは、沖縄県人事委員会事務局（電話番号098-866-2545）に連絡してください。</p>	
	沖縄県人事委員会事務局ホームページから申込画面にアクセスできま	

注 意 事 項

す。画面上の注意事項を確認の上で手続をしてください。
 予期せぬシステムトラブルについての責任は一切負いません。申込終了後、登録されたメールアドレス宛に受信確認メール（利用者情報登録メールではありません。）が送信されますので、よく確認してください。印刷した受験票（A4サイズ）は「本人控え」「提出用」に分かれていますので、キリトリ線に沿って切ってください。試験当日は両方忘れずに持参してください。
 受験票「提出用」に顔写真（申込み前3か月以内に撮影。タテ4cm・ヨコ3cm程度）を貼付してください。試験当日、受験票に顔写真が貼られていない場合は受験を認めませんので注意してください。
 ※ 「社会福祉士」について、社会福祉士登録証の写しを提出する場合は、窓口又は郵送により申込みをしてください。

6 合格者の発表

	発 表 期 日		方 法
	上級	中・初級	
第1次試験合格者	7月19日 (金曜日)	10月11日 (金曜日)	沖縄県人事委員会事務局の掲示板に掲示するほか、 沖縄県ホームページ (http://www.pref.okinawa.jp/) に掲載します。また、合格者に通知します。
最終合格者	9月中旬	11月下旬	

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載されます。各任命権者は人事委員会から成績順に提示された名簿の中から採用者を決定します。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿の確定日から原則1年です。
- (3) 採用は原則として平成26年4月1日以降ですが、それより前に採用されることもあります。
- (4) 最終合格者の数は、年間の採用予定数と採用を辞退する者等の数を考慮して決定しますので、合格しても採用されないこともあります。
- (5) 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。

8 給与等

初任給は、平成25年4月1日現在、下表のとおりで、経歴その他に応じてこの額以上になります。ほかに扶養手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給されます。

種 類	初 任 給
上 級	172,200円（研究職185,100円）
中 級	152,800円
初 級	140,100円

9 その他

各試験の詳細は、別に試験案内を配布します。

沖縄県・警視庁・千葉県警察官（男性）採用共同試験及び沖縄県警察官（女性）採用試験を次のとおり行います。

平成25年4月9日

沖縄県人事委員会
委員長 玉 城 健

1 試験区分、採用予定数及び職務内容

試 験 区 分	都 県 名	採用予定数	職 務 内 容
警察官A（男性）	沖 縄 県	51名	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防・鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序維持の任務に従事します。
	警視庁（東京都）	3名	
	千 葉 県	3名	
警察官A（女性）	沖 縄 県	若干名	
	沖 縄 県	21名	

警察官B (男性)	警視庁 (東京都)	2名
	千葉県	2名
警察官B (女性)	沖縄県	若干名

注1 採用予定数については、変更になる場合があります。

2 沖縄県警察官A採用試験及びB採用試験は、当該試験の第1次試験日に沖縄県警察本部が実施する選考試験と重複申込みはできません。

2 受験資格

(1) 年齢及び学歴

	都県名	年 齢	学 歴
警察官A	沖縄県	昭和59年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者	1 大学を卒業した者又は平成26年3月までに大学を卒業する見込みの者 2 沖縄県、警視庁又は千葉県が1に掲げる者と同等の資格があると認める者
	警視庁	昭和58年7月16日から平成4年4月1日までに生まれた男性	
	千葉県	昭和55年4月2日以降に生まれた男性	
警察官B	沖縄県	昭和59年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者	上記に掲げる者以外の者
	警視庁	昭和58年10月22日から平成8年4月1日までに生まれた男性	
	千葉県	昭和58年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた男性	

注1 大学とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）をいう。

2 「高度専門士」の称号を取得又は平成26年3月までに取得する見込みの者、職業能力開発高等学校応用課程等を卒業又は平成26年3月までに卒業する見込みの者は、警察官Aの受験資格となります。警察官Bでの受験はできませんのでご注意ください（詳細は沖縄県人事委員会事務局までお問い合わせください。）。

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次の事項に該当する者

(ア) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(ウ) 志望する都県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(エ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時及び場所

	試 験	試験種目	日 時	試 験 地
警察官A	第1次試験	体力検査I	7月13日（土曜日）	沖縄市
		教養試験	7月14日（日曜日） 9時00分から12時00分まで	宜野湾市
			受験票の発送及び第1次試験合格通知は、沖縄県人事委員会から行います。	
	第2次試験	8月上旬から8月下旬を予定していますが、試験の日時、試験会場等については、沖縄県警察本部から第1次試験合格者に直接通知します。		
警察官B	第1次試験	体力検査I	10月19日（土曜日）	沖縄市 宮古島市 石垣市
		教養試験	10月20日（日曜日） 9時00分から12時00分まで	名護市 宜野湾市 那覇市 宮古島市 石垣市
			受験票の発送及び第1次試験合格通知は、沖縄県人事委員会から行います。	
	第2次試験	11月中旬から11月下旬を予定していますが、試験の日時、試験会場等については、沖縄県警察本部から第1次試験合格者に直接通知します。		

注1 第1次試験の試験地は、申込み後変更する場合がありますので、試験地及び試験会場は受験申込後に沖縄県人事委員会から交付される受験票で確認してください。なお、体力検査Iの開始時刻は、受

験票でお知らせします。

2 警視庁又は千葉県を第1志望とする受験者は、第1次試験の体力検査Ⅰは実施しません。

3 警視庁又は千葉県の第2次試験の日程等は、警視庁等から第1次試験合格者に直接通知されます。

4 試験の方法、配点等

(1) 試験は、第1次試験、第2次試験及び資格調査とし、第2次試験は第1次試験合格者について行います。

試験	試験種目 (配点)	内 容	
		警察官A	警察官B
第1次 試験	体力検査Ⅰ	職務遂行に必要な持久力についての検査(20mシャトルラン)を行います。	
	教養試験 (100)	警察官として必要な一般的な知識及び知能についての択一式(50問)による大学卒業程度の筆記試験を行います。(2時間30分)	警察官として必要な一般的な知識及び知能についての択一式(50問)による高校卒業程度の筆記試験を行います。(2時間30分)
第2次 試験 (沖縄県 のみ)	論作文試験 (30)	思考力、総合的判断力、文章構成力及び表現力についての筆記試験(1000字以内)を行います。(2時間)	思考力、文章構成力及び表現力についての筆記試験(600字以内)を行います。(1時間)
	口述試験 (60)	主として人物についての個別面接による試験を行います。なお、個別面接の参考とするため適性検査を行います。	
	身体検査	胸部疾患、伝染性疾患、聴力、視力、色覚等について、医療機関において検査した身体検査書の提出を求め、これにより判定します。	
	身体測定	職務遂行上必要な身体的条件を有しているか測定します。	
	体力検査Ⅱ	職務遂行に必要な筋力及び俊敏性についての検査(腕立て伏せ・反復横跳び・上体起こし・握力)を行います。	
	資格加点 (6)	「4(3) 資格加点について」に掲げる資格等を有する場合には、一定点を加点します。	
資格調査		受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否等について調査します。	

注1 試験種目、配点等は沖縄県のもので、都県により異なる場合がありますので、詳細は各都県にお問い合わせください。

2 沖縄県を志望する者で体力検査Ⅰを受験しない者は、沖縄県の第1次試験を棄権したものと取り扱います。

3 第1次試験における教養試験の得点は次の方法を用いて算出します。その結果、前述の配点を超える場合があります。

【得点の算出方法】

$$\text{得点(標準点)} = \frac{\text{各受験者の粗点(正解数)} - \text{各試験区分ごとの粗点の平均点}}{\text{各試験区分ごとの粗点の標準偏差}} \times 10 + 50$$

4 各試験種目には一定の基準があり、1つでも基準を満たさない試験種目がある場合は不合格となります(資格加点を除く。)

(2) 体力検査、身体測定及び身体検査の基準

試験種目	検査種目 (検査項目)	合 格 基 準	
		男性	女性
体力検査Ⅰ	20mシャトルラン	60回	35回
体力検査Ⅱ	腕立て伏せ	30回(2秒に1回)	10回(2秒に1回)
	反復横跳び	20秒間で50回以上	20秒間で40回以上
	上体起こし	30秒間で25回以上	30秒間で15回以上
	握力	左右平均45kg以上	左右平均25kg以上
身体測定	身長	おおむね160cm以上であること。	おおむね154cm以上であること。
	体重	おおむね47kg以上であること。	おおむね45kg以上であること。

身体検査	胸 囲	おおむね78cm以上であること。	問いません。
	そ の 他	身体の諸機能が健全であること。	
	聴 力	正常であること。	
	視 力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	
	色 覚	職務に支障がないこと。	

注1 体力検査Ⅱでは、4種目のうち2種目以上基準に達しない場合に不合格となります。

2 警視庁及び千葉県の身体基準は次のとおりです。詳細は各都県にお問い合わせください。

都 県 名	身 長	体 重	胸 囲	視 力	色 覚	聴 力
警 視 庁 (東京都)	おおむね 160cm以上	おおむね 48kg以上		裸眼視力が両眼とも0.6以上。ただし、これに満たない場合は、両眼とも裸眼視力がおおむね0.1以上で矯正視力が両眼とも1.0以上	警察官としての職務執行に支障がないこと。	
千 葉 県	おおむね 160cm以上	おおむね 47kg以上	おおむね 78cm以上	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも矯正視力が1.0以上	職務遂行上支障がないこと。	

(3) 資格加点について

沖縄県警察官A又は沖縄県警察官B採用試験を受験する者で、次のいずれか1つの資格等を有し、かつ証明書類等の原本により資格等を証明できるものは、加点対象となります。

区 分	資 格 等
語 学	英 語 ①実用英語技能検定(英検) 2級以上 ②TOEIC 470点以上 ③TOEFL PBT:460点以上、iBT:48点以上 ④国際連合公用英語検定(国連英検) C級以上
	中国語 ①中国語検定 3級以上 ②漢語水平考試 3級以上 ③中国語コミュニケーション能力検定(TECC) 400点以上
	韓国語 ①ハングル能力検定 準2級以上 ②韓国語能力試験 4級以上
簿 記	①日商簿記検定 2級以上 ②全経簿記能力検定 1級以上
情報処理	情報処理技術者試験により取得した経済産業省管轄の国家資格
武 道	柔道 講道館が認定する初段以上
	剣道 全日本剣道連盟が認定する初段以上
	空手 全日本空手道連盟に加盟する団体又は沖縄空手の各流派(少林流系、小林流系、松林流系、少林寺流系、剛柔流系、上地流系)が認定する初段以上

注1 資格等は、第一次試験合格発表日までに当該資格等を取得済みのものに限り、ただし、語学については、第一次試験合格発表日から遡って3年以内に取得したものに限り有効とします。

2 証明書類の提出方法等は、第一次試験合格通知でお知らせします。

3 複数の資格等を有していても加点は6点とします。

5 受験手続

(1) 受験申込書の入手方法

直接受け取る方法	沖縄県警察本部警務課人事係及び沖縄県内各警察署に受験申込書を置いてありますので、直接お受け取りください。
ダウンロードで入手する方法	沖縄県ホームページ (http://www.pref.okinawa.jp/) から受験申込書の様式をダウンロードすることができます。同ホームページの各種委員会等の欄から人事委員会を選択してください。 なお、ダウンロード(印刷)がうまくできない場合は、直接受け取る方法によるか、又は郵便で請求する方法により受験申込書を入手してください。
郵便で入手する方法	郵便で請求する場合は、沖縄県警察本部警務課人事係あての封筒の表に「警察官A又は警察官B採用試験受験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(角形2号241mm×335mm)を同封して送ってください。なお、郵送に要する往復の日数を十分考慮してください。

(2) 受付期間、申込方法等

	警 察 官 A	警 察 官 B
--	---------	---------

試験案内等配布開始日	4月22日(月曜日)	7月8日(月曜日)
受付期間	5月7日(火曜日)から5月20日(月曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)	7月22日(月曜日)から8月2日(金曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
受付時間	9時30分から18時15分まで	
受験票の交付	7月上旬	10月上旬
申込先	沖縄県警察本部警務課人事係[〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1-2-2]及び沖縄県内各警察署	
申込方法	<p>○受験申込書及び受験票に必要な事項を記入し、申込み前3か月以内に撮影した写真(タテ約4.0cm・ヨコ約3.0cm)と50円切手を所定のところに貼って沖縄県警察本部警務課人事係又は沖縄県内各警察署に提出してください。</p> <p>○郵便で申し込む場合には、沖縄県警察本部警務課人事係あての封筒(角形2号241mm×335mm)の表に「警察官A採用試験受験申込書在中」又は「警察官B採用試験受験申込書在中」と朱書きし、受験申込書及び受験票を折り曲げに同封して、必ず簡易書留郵便で送ってください。なお、郵送の場合は、受付期間最終日までの消印のあるものだけに限り受け付けます。</p>	

注 警察官Bについては、申込み後、第1次試験地の変更は認めません。

6 合格者の発表

	発表期日		方 法
	警察官A	警察官B	
第1次試験合格者	7月26日(金曜日)	11月1日(金曜日)	沖縄県人事委員会事務局、沖縄県警察本部及び県内各警察署の掲示板に掲示するほか、沖縄県ホームページ(http://www.pref.okinawa.jp/)に掲載します。また、合格者に通知します。
最終合格者	9月上旬	12月中旬	

注 警視庁又は千葉県の場合は、後日、警視庁又は千葉県人事委員会から通知があります。

7 合格から採用まで

- 最終合格者は、試験区分ごとに作成される警察官採用候補者名簿に登載されます。警察本部長は人事委員会から成績順に提示された名簿の中から採用者を決定します。
- 採用候補者名簿の有効期間は、名簿の確定日から原則1年です。
- 採用は、原則として平成26年4月1日以降ですが、警察官Aについては、既卒者の場合、平成25年10月1日付けで採用される場合もあります。
- 最終合格者の数は、年間の採用予定数と採用を辞退する者等の数を考慮して決定しますので、合格しても採用されないこともあります。
- 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。
- 警察官Aの最終合格者は、採用後、警察学校に入校し6か月間初任科の教養訓練を受けた後、警察官Bの最終合格者は、採用後、警察学校に入校し10か月間初任科の教養訓練を受けた後、巡査として勤務につきます。
- 沖縄県以外の都県も沖縄県とほぼ同様ですが、詳しくは各都県にお問い合わせください。

8 給与等

- 初任給は、平成25年4月1日現在、下表のとおりで、経歴その他に応じてこの額以上になります。ほかに扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給されます。

	沖 縄 県	警 視 庁	千 葉 県
警察官A	197,200円	247,400円(平成25年1月1日現在)	226,626円
警察官B	161,500円	208,600円(平成25年1月1日現在)	191,530円

- 昇給は、原則として毎年1回行われます。また、勤務成績、研修成績が優秀な場合の特別昇給制度があります。

9 その他

各試験の詳細は、別に試験案内を配布します。

身体障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験を次のとおり行います。

平成25年4月9日

沖縄県人事委員会

委員長 玉 城 健

この採用選考試験は、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、身体障害者の雇用の促進を図ることを目的として行うものです。

1 試験区分、採用予定数及び職務内容

試験区分	採用予定数	職務内容
一般事務	若干名	知事部局等において一般行政事務等に従事します。

注1 点字受験を希望する方は、試験地及び試験時間が一部異なりますので、受験申込み前に必ず人事委員会事務局までお問い合わせください。

2 拡大文字による受験を希望する方は、受験申込み前に必ず人事委員会事務局までお問い合わせください。

2 受験資格

(1) 自力により通勤ができ、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能な者で、次のアからエまでのすべてに該当するもの。

ア 昭和56年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者

イ 申込日現在において、身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から4級までの者

ウ 活字印刷文又は点字による出題に対応できる者

エ 沖縄県内に居住する者（通学のため一時的に県外に居住している者を含む。）

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次のいずれかに該当する者は受験できません。

ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 沖縄県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 日本の国籍を有しない者も受験できます。ただし、日本の国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わることとはできないとする公務員に関する基本原則に基づき任用されます。また、採用に当たっては、「就職が制限されない在留資格」であることが必要です。

3 試験の日時及び場所

試験	日時	試験地	試験会場
第1次試験	10月20日（日曜日） 9時00分から11時30分まで	名護市	沖縄県北部合同庁舎
		那覇市	沖縄県立看護大学
		宮古島市	沖縄県宮古合同庁舎
		石垣市	沖縄県八重山合同庁舎
第2次試験	11月中旬を予定していますが、試験の日時、試験会場等については、第1次試験合格者に直接通知します。		

注 第1次試験の試験地及び試験会場は、都合により変更する場合がありますので、試験地及び試験会場は、受験票で確認してください。

4 試験の方法、配点等

試験は、第1次試験、第2次試験及び資格調査とし、第2次試験は第1次試験合格者について行います。

試験	試験種目 (配点)	内容
第1次試験	教養試験 (100)	公務員として必要な一般的な知識及び知能についての択一式（40問）による高等学校卒業程度の筆記試験を行います。（2時間）
第2次	口述試験 (60)	主として人物についての個別面接による試験を行います。なお、個別面接の参考とするため適性検査を行います。

試 験	作文試験 (30)	思考力、文章構成力及び表現力についての筆記試験（600字以内）を行います。（1時間）
資 格 調 査		受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否等について調査します。

注1 第1次試験における教養試験の得点は次の方法を用いて算出します。その結果、前述の配点を超える場合があります。

— 【得点の算出方法】 —

$$\text{得点（標準点）} = \frac{\text{各受験者の粗点（正解数）} - \text{各試験区分ごとの粗点の平均点}}{\text{各試験区分ごとの粗点の標準偏差}} \times 10 + 50$$

2 各試験種目には一定の基準があり、1つでも基準を満たさない試験種目がある場合は不合格となります。

5 受験手続

(1) 受験申込書の入手方法

直接受け取る方法	<p>沖縄県人事委員会事務局 [〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 県庁行政棟2階] [電話番号(098)866-2545]</p> <p>名護県税事務所 [〒905-0015 名護市大南1-13-11 沖縄県北部合同庁舎1階] [電話番号(0980)52-2834]</p> <p>コザ県税事務所 [〒904-2155 沖縄市美原1-6-34 沖縄県中部合同庁舎1階] [電話番号(098)894-6500]</p> <p>宮古事務所総務課 [〒906-0012 宮古島市平良西里1125 沖縄県宮古合同庁舎2階] [電話番号(0980)72-2551]</p> <p>八重山事務所総務課 [〒907-0002 石垣市真栄里438-1 沖縄県八重山合同庁舎2階] [電話番号(0980)82-3040]</p> <p>沖縄県東京事務所 [〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館10階] [電話番号(03)5212-9087]</p> <p>沖縄県大阪事務所 [〒530-0001 大阪市北区梅田1-1-3-2100 大阪駅前第3ビル21階] [電話番号(06)6344-6828]</p> <p>沖縄県名古屋情報センター [〒460-0008 名古屋市中区栄4-1-1 中部日本ビルディング4階] [電話番号(052)263-3618]</p>
ダウンロードで入手する方法	<p>沖縄県ホームページ (http://www.pref.okinawa.jp/) から受験申込書の様式をダウンロードすることができます。同ホームページの各種委員会等の欄から人事委員会を選択してください。なお、ダウンロード（印刷）がうまくできない場合は、直接受け取る方法によるか、又は郵便で請求する方法により受験申込書を入手してください。</p>
郵便で入手する方法	<p>郵便で請求する場合は、沖縄県人事委員会事務局あての封筒の表に「選考試験受験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号241mm×335mm）を同封して送ってください。なお、郵送に要する往復の日数を十分考慮してください。</p>

(2) 受付期間、申込方法等

試験案内等配布開始日	7月8日（月曜日）
受付期間	7月22日（月曜日）から8月2日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
受付時間	9時から17時15分まで
受験票の交付	10月上旬
申込先	沖縄県人事委員会事務局[〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2]
申込方法	<p>○受験申込書及び受験票に必要な事項を記入し、申込み前3か月以内に撮影した写真（タテ約4.0cm・ヨコ約3.0cm）と50円切手を所定のところに貼って提出してください。</p> <p>○郵便で申し込む場合には、上記申込先あての封筒（角形2号241mm×335mm）の表に「選考試験受験申込書在中」と朱書きし、受験申込書及び受験票を折り曲げずに同封して、必ず簡易書留郵便で送ってください。な</p>

お、郵送の場合は、受付期間最終日までの消印のあるものに限り受け付けます。
 ○身体障害者手帳の写しを受験申込書と併せて提出（同封）してください。

注 申込み後は、第1次試験地の変更は認めません。

6 合格者の発表

	発表期日	方 法
第1次試験合格者	11月1日 (金曜日)	沖縄県人事委員会事務局の掲示板に掲示するほか、沖縄県ホームページ (http://www.pref.okinawa.jp/) に掲載します。また、合格者に通知します。
最終合格者	11月下旬	

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、各任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、その中から任命権者は採用者を決定します。
- (2) 最終合格者の数は、年間の採用予定数と採用を辞退する者等の数を考慮して決定しますので、合格しても採用されないこともあります。
- (3) 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。

8 給与

初任給は、平成25年4月1日現在で、135,600円で、経歴その他に応じてこの額以上になります。ほかに扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給されます。

9 その他

試験の詳細は、別に試験案内を配布します。

正 誤

平成25年3月30日付け公報号外第12号登載の「沖縄県土地利用対策委員会設置規程の一部を改正する訓令（沖縄県訓令第31号・沖縄県企業局訓令第2号・沖縄県病院事業局訓令第8号・沖縄県教育委員会教育長訓令第2号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
4	下から13	沖縄県病院事業局訓令第8号	沖縄県病院事業局訓令第1号

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号
---	---



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

平成25年度沖縄県一般会計予算、平成25年度沖縄県特別会計予算及び平成25年度沖縄県企業会計予算の要領

平成25年度沖繩県一般会計予算

平成25年度沖繩県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ698,825,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をす

ることができ得る事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができ得る地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、70,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができ得る場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1 県	税		89,081,000 千円
		1 県民税	34,425,000
		2 事業税	13,551,000
		3 地方消費税	13,530,000
		4 不動産取得税	3,862,000
		5 県たばこ税	1,760,000
		6 ゴルフ場利用税	745,000
		7 自動車取得税	962,000
		8 軽油引取税	6,635,000
		9 自動車税	12,556,000
		10 鉱区税	12,000
		11 狩猟税	3,000
		12 石油価格調整税	976,000
		13 産業廃棄物税	64,000
2 地方消費税清算金			21,631,124
3 地方譲与税			21,631,124
		1 地方法人特別譲与税	17,369,000
		2 地方揮発油譲与税	16,634,000
		3 石油ガス譲与税	585,000
		4 航空機燃料譲与税	29,000
4 地方特例交付金			121,000
		1 地方特例交付金	209,000
5 地方交付税			202,352,000
		1 地方交付税	202,352,000
6 交通安全対策特別交付金			374,000
		1 交通安全対策特別交付金	374,000
7 分担金及び負担金			1,105,463
		1 分担金	76,165
		2 負担金	1,029,298

款	項	金額
8 使用材料及び手数料	1 使用料	9,396,643 千円
	2 手数料	6,931,686
	3 証紙収入	251,409
9 国庫支出名	1 国庫負担金	2,213,548
	2 国庫補助金	229,124,137
	3 委託金	40,686,750
10 財産収入	1 財産運用収入	186,511,761
	2 財産売却収入	1,925,626
	1 寄附金	2,441,170
11 繰入金	1 特別会計繰入金	1,415,394
	2 基金繰入金	1,025,776
12 繰越金	1 寄附金	4,646
	1 繰越金	4,646
13 繰越収入	1 繰越金	35,071,162
	2 基金繰入金	325,157
14 諸収入	1 繰越金	34,746,005
	1 繰越金	1
	1 繰越金	1
	1 延滞金、加算金及び過料	20,779,654
	2 県預金利子	474,570
	3 公営企業貸付金元利収入	35,288
15 県債	4 貸付金元利収入	10,000
	5 受託事業収入	11,297,202
	6 収益事業収入	1,394,966
	7 利子割精算金収入	5,269,727
	8 雑収入	69
	1 県債	2,297,832
	1 県債	69,886,000
	1 県債	69,886,000
歳入合計		698,825,000

歳出	款	項	金額
1 議会	議会費	1 議会議費	1,383,629 千円
		1 議会議費	1,383,629
		2 総務費	70,391,703
		1 総務管理費	15,660,025
		2 企画費	13,662,568
		3 徴税費	4,492,147
2 総務	総務費	4 市町村振興費	32,183,456
		5 選挙費	575,626
		6 防災費	2,857,305
		7 統計調査費	586,693
		8 人事委員会費	177,155
		9 監査委員費	196,728
3 民生	民生費	1 社会福祉費	107,044,315
		2 児童福祉費	69,383,712
		3 生活保護費	26,789,802
		4 災害救助費	10,660,378
4 衛生	衛生費	1 公衆衛生費	210,423
		2 環境衛生費	24,794,937
		3 環境保全費	6,777,064
		4 保健所費	2,482,875
		5 医療費	1,477,129
		6 保健衛生費	2,618,622
5 労働	労働費	1 労働費	5,740,383
		2 職業訓練費	5,698,864
		3 労働委員会費	7,826,834
1 労働費	6,680,668		
2 職業訓練費	1,009,191		
3 労働委員会費	136,975		

款	項	金額	千円
6 農林水産業費	1 農業費	63,471,477	
	2 畜産業費	21,762,980	
	3 農地業費	2,863,391	
	4 林業費	28,761,893	
	5 水産業費	1,825,197	
7 商工費	1 商業費	8,258,016	
	2 観光費	42,162,779	
	3 土木管理費	6,977,146	
8 土木費	1 道路橋りょう費	27,104,376	
	2 河川海岸費	8,081,257	
	3 港湾費	92,503,006	
	4 都市計画費	20,498,874	
	5 住宅費	31,355,426	
	6 空港費	6,694,888	
	7 空	10,931,999	
9 警察費	1 警察管理費	16,142,198	
	2 警察活動費	4,156,242	
10 教育費	1 教育総務費	2,723,379	
	2 小學校費	31,491,350	
	3 中学校費	28,901,195	
	4 高等学校費	2,590,155	
	5 特別支援学校費	153,322,953	
	6 社会教育費	9,230,717	
	7 保健体育費	48,266,240	
	8 大学費	30,169,715	

款	項	金額	千円	
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	3,311,870		
	2 土木施設災害復旧費	1,816,000		
	3 教育施設災害復旧費	1,429,496		
	12 公債費	66,374		
	1 公債費	72,871,110		
	13 諸支出金	1 ゴルフ場利用税交付金	28,049,037	
		2 自動車取得税交付金	530,958	
		3 公営企業費	639,979	
		4 財政調整基金積立金	661,850	
		5 県有施設整備基金積立金	18,915	
		6 利子割交付金	1,126,852	
		7 配当割交付金	704,874	
		8 株式会社等譲渡所得割交付金	118,763	
		9 利子割精算金	39,775	
		10 退職手当基金積立金	2,007	
11 減債基金積立金		9,104		
12 地域振興基金積立金		37,406		
13 地方消費税交付金		547		
14 地方消費税清算金		10,872,624		
15 特別会計等繰出金		13,279,504		
14 予備費	1 予備費	5,879		
	歳出合計	200,000		
歳出合計		200,000		
歳出合計		698,825,000		

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
庁舎管理費	平成26年度から平成27年度まで	620,312	千円
私立学校等教育振興費	平成26年度	70,000	
交通運輸対策費	平成26年度	1,040,000	
電子自治体推進事業費	平成26年度から平成30年度まで	361,466	
医学臨床研修事業費	平成26年度から平成27年度まで		卒後医学臨床研修事業に関する沖縄県とハワイ大学との契約額107,424千円に為替相場の変動に伴う額を加えた額を限度額とする。
農業近代化資金等利子補給金	平成26年度から平成40年度まで	32,750	
経営体育成資金融通等利子補給金	平成26年度から平成32年度まで	3,790	
平成25年度に沖縄県農業協同組合及び全国農地保有合理化協会が沖縄県農業開発公社に融資したことによって損害を受けた場合の損失補償	平成25年度から平成35年度まで		沖縄県農業開発公社が事業を行うため金融機関等から資金を借り入れた場合の総額302,142千円に約定利息と損失が生じた場合の損失額及びその利息を加えた額を限度額とする。
畜産経営改善対策事業費（大家畜特別支援資金）	平成26年度から平成45年度まで	151	
漁業近代化資金利子補給金	平成26年度から平成40年度まで	6,550	
公共職業能力開発事業費	平成26年度	77,364	

事 項	期 間	限 度	額
小規模企業者等設備貸与事業損失補償	平成26年度から平成34年度まで	12,000	千円
機械類貸与事業損失補償	平成26年度から平成34年度まで	75,000	
小規模企業対策資金損失補償	平成25年度から平成39年度まで	62,400	
小口零細企業資金損失補償	平成25年度から平成39年度まで	26,000	
ベンチャー支援資金損失補償	平成25年度から平成36年度まで	5,760	
産業振興資金(企業立地推進貸付)損失補償	平成25年度から平成44年度まで	5,280	
創業者支援資金損失補償	平成25年度から平成36年度まで	52,000	
中小企業セーフティネット資金損失補償	平成25年度から平成34年度まで	43,740	
新事業分野進出資金損失補償	平成25年度から平成39年度まで	21,120	
資金繰り円滑化借換資金損失補償	平成25年度から平成39年度まで	86,400	
沖縄IT津梁パーク企業集積施設整備事業	平成25年度から平成41年度まで	2,104,240	
「沖縄IT津梁パーク施設」指定管理料	平成26年度から平成27年度まで	12,112	
沖縄振興交付金(道路街路課)(国道449号本道北道路)	平成26年度	807,000	
河川事業費	平成26年度から平成27年度まで	864,000	

事項	項目	期間	限度額
県営住宅建設費		平成26年度から平成27年度まで	1,303,970 千円
空港管理運営費		平成26年度	170,000
企画情報推進事業)		平成26年度から平成30年度まで	77,230
教育用設備整備費		平成26年度から平成30年度まで	644,406
学校建設費		平成26年度	2,515,384
運転免許費		平成26年度から平成30年度まで	786,528
捜査第一活動費		平成26年度から平成30年度まで	124,178

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎整備事業	千円 158,200	(借入方法) 証書借入又	年9%以内	償還期間は、据置期間
地域総合整備資金貸付事業	740,000	は証券発行	(ただし、	を含め30年以内とする。
総合行政情報通信ネットワーク事業	100,000	による。	利率見直し	償還方法は、元利均等、
沖縄振興特別推進交付金事業	3,613,100	発行価格が	方式で借り	元金均等等による。
石綿健康被害救済制度推進事業	12,800	額面金額を	入れる資金	ただし、財政の都合に
老人福祉施設整備事業	493,700	下回るとき	については、	より、据置期間中であつ
社会福祉施設整備事業	25,000	は、その発	利率の見直	でも繰上償還し、償還
公共事業等	11,963,300	行差額をう	しを行つた	年限を変更し、又は借
農業大学施設整備事業	37,000	めるため必	後において	り換えることができる。
県営住宅建設事業	730,800	要な金額を	は、当該見	
県単道路整備事業	117,200	これに加算	直し後の利	
県単河川等整備事業	398,500	した金額と		
県単離島空港整備事業	185,200	することが		
新石垣空港建設事業	42,000	できる。		
社会体育施設整備事業	69,100	(借入時期)		
高等学校施設整備事業	1,842,600	平成25年度。		
特別支援学校施設整備事業	991,700	ただし、事		
警察庁舎等施設整備事業	37,900	業その他の		
交通安全施設整備事業	377,100	都合により、		
災害復旧事業	598,800	その一部又		
退職手当債	2,900,000	は全部を後		
臨時財政対策債	44,462,000	年度に繰り		
		延べて起債		
		することが		
		できる。		
合 計	69,886,000			

平成25年度沖縄県農業改良資金特別会計予算

平成25年度沖縄県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ183,608千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入		項	金	額
1	繰入金	1 一般会計繰入金		574
				千円
2	繰越金			574
				161,662
3	諸収入	1 繰越金		161,662
				21,372
		1 貸付金元利収入		21,258
		2 雑入		114
	歳入	合計		183,608
,				
歳出		項	金	額
1	農林水産業費			98,129
				千円
		1 農業費		98,129
2	公債費			56,986
		1 公債費		56,986
3	繰出金			28,493
		1 繰出金		28,493
	歳出	合計		183,608

平成25年度沖繩県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

平成25年度沖繩県小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,274,777千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		款	項	金 額
1	繰越金	繰越金		519,250 千円
2	諸収入	繰越金		519,250
		1 貸付金元利収入		755,527
	歳入	合 計		1,274,777
歳 出		款	項	金 額
1	商工費	商工費		528,041 千円
2	公債費	1 商業費		528,041
		1 公債費		746,736
	歳出	合 計		1,274,777

平成25年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算

平成25年度沖縄県中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ500,163千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1	繰越金		123,941 千円
2	諸収入	1 繰越金	123,941
		1 貸付金元利収入	376,222
	歳 入	合 計	500,163
歳 出			
1	中小企業振興費		
		1 中小企業振興費	500,163 千円
	歳 出	合 計	500,163

平成25年度沖縄県下地島空港特別会計予算

平成25年度沖縄県下地島空港特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ395,805千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項	金	額
1	使用料及び手数料			350,944 千円
		1 使 用 料		350,944
2	財産収入			4,897
		1 財 産 運 用 収 入		4,895
		2 財 産 売 払 収 入		2
3	繰越金			39,156
		1 繰 越 金		39,156
4	諸収入			808
		1 雑 入		808
	歳 入	合 計		395,805
歳 出		項	金	額
1	土木費			395,805 千円
		1 空 港 費		395,805
	歳 出	合 計		395,805

平成25年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成25年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ159,152千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1	繰 入 金		2,314 千円
2	繰 越 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,314
		1 繰 越 金	11,745
3	諸 収 入		11,745
		1 貸 付 金 元 利 収 入	145,093
		2 雑 入	144,074
	歳 入 合 計		1,019
			159,152
歳 出		項 目	金 額
1	民 生 費		159,152 千円
		1 母 子 寡 婦 福 祉 費	159,152
	歳 出 合 計		159,152

平成25年度沖繩県下水道事業特別会計予算

平成25年度沖繩県下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 13,878,890千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができ、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入		項	金	額
1	分担金及び負担金			5,481,391 千円
		1 負担金		5,481,391
2	国庫支出金			6,079,000
		1 国庫補助金		6,079,000
3	財産収入			319
		1 財産運用収入		319
4	繰入金			741,003
		1 一般会計繰入金		741,003
5	繰越金			388,152
		1 繰越金		388,152
6	諸収入			18,964
		1 雑収入		18,964
7	県債			1,169,400
		1 県債		1,169,400
8	使用料及び手数料			661
		1 使用料		661
	歳入	合計		13,878,890
歳出		項	金	額
1	土木費			12,564,696 千円
		1 都市計画費		12,564,696
2	公債費			1,314,194
		1 公債費		1,314,194
	歳出	合計		13,878,890

第2表 債務負担行為

事項	期	間	限	度	額
中部流域下水道建設費	平成26年度				千円 1,932,000
中城湾南部流域下水道建設費	平成26年度				240,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 1,169,400	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができ、(借入時期)平成25年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合計	1,169,400			

平成25年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算

平成25年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ241,913千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		款	項	金	額
1	財 産 収 入				19,659 千円
		1	財 産 運 用 収 入		19,659
2	繰 越 金				132,052
		1	繰 越 金		132,052
3	諸 収 入				2
		1	雑 入		2
4	国 庫 支 出 金				90,200
		1	委 託 金		90,200
	歳 入		合 計		241,913
歳 出		款	項	金	額
1	土 地 管 理 業 務 費				114,793 千円
		1	土 地 管 理 業 務 費		114,793
2	予 備 費				127,120
		1	予 備 費		127,120
	歳 出		合 計		241,913

平成25年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成25年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ162,754千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1	繰越金		133,397 千円
		1 繰越金	133,397
2	諸収入		29,357
		1 県預金利息	98
		2 貸付金元利収入	28,084
		3 雑収入	1,175
歳 入		合 計	162,754
歳 出		項 目	金 額
1	農林水産業費		162,754 千円
		1 水産業費	162,754
歳 出		合 計	162,754

平成25年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算

平成25年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ398,617千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる
地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」によ
る。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1	使用料及び手数料		207,252 千円
		1 使用料	207,252
2	繰入金		114,948
		1 一般会計繰入金	114,948
3	繰越金		1
		1 繰越金	1
4	諸収入		71,916
		1 雑収入	71,916
5	県債		4,500
		1 県債	4,500
	歳入	合計	398,617

歳出	款	項	金額
1	中央卸売市場事業費		284,074 千円
		1 中央卸売市場事業費	284,074
2	公債費		114,543
		1 公債費	114,543
	歳出	合計	398,617

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中央卸売市場 施設整備事業	千円 4,500	(借入方法) 証書借入又は証券 発行による。 発行価格が額面 金額を下回ると きは、その発行 差額をうめるた め必要な金額を これに加算した 金額とすることが できる。	年9%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率)	償還期間は、措置期間を含め30年 以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等 等による。 ただし、財政の都合により、措置 期間中であっても繰上償還し、償 還年限を変更し、又は借り換える ことができる。
合 計	4,500			

平成25年度沖縄県林業改善資金特別会計予算

平成25年度沖縄県林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,820千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1 繰入金	金		639 千円
		1 一般会計繰入金	639
2 繰越金	金		9,318
		1 繰越金	9,318
3 諸収入	入		5,863
		1 貸付金元利収入	5,863
歳入合計			15,820
歳出	款	項	金額
1 農林水産業費	業費		15,820 千円
		1 林業費	15,820
歳出合計			15,820

平成25年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業
特別会計予算

平成25年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,056,279千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。
（地方債）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる。地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳入		項	金額
1 財産収入	入	1 財産売却収入	861,975 千円
		2 財産運用収入	845,188
2 繰越金	金		16,787
		1 繰越金	1
3 諸収入	入		1
		1 県預金利子	3
4 県債	債		1
		2 雑収入	2
4 県債			194,300
1 県債			194,300
歳入		合計	1,056,279
歳出		項	金額
1 商工費	費		42,451 千円
		1 工鉱業費	42,451
2 公債費	費		1,013,828
		1 公債費	1,013,828
歳出		合計	1,056,279

第 2 表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中城湾港 (新港地区) 臨海部土地 造成事業	千円 194,300	(借入方法) 証書借入又は証券 発行による。証券 発行価格が額面 金額を下回ると きは、その発行 差額をうめるた め必要な金額を これに加算した 金額とすること ができる。	年9%以内 (ただし、 利率見直し 方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率)	償還期間は、措置期間を含め30年 以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等 等による。 ただし、財政の都合により、措置 期間中であっても繰上償還し、償 還年限を変更し、又は借り換える ことができる。
合計	194,300			

平成25年度沖縄県宜野湾整備事業特別会計予算

平成25年度沖縄県宜野湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ424,790千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1	使用料及び手数料		118,110 千円
		1 使用料	118,110
2	繰入金		88,999
		1 一般会計繰入金	88,999
3	繰越金		41,481
		1 繰越金	41,481
4	県債		176,200
		1 県債	176,200
歳 入 合 計			424,790
歳 出		項 目	金 額
1	土木費		81,477 千円
		1 港湾費	81,477
2	公債費		343,313
		1 公債費	343,313
歳 出 合 計			424,790

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
宜野湾港 施設整備事業	千円 176,200	(借入方法) 証書借入又は証券 発行による。発行 価格が額面金額を 下回るときは、その 発行価格を額面金額 に引き上げるための 差額をうめるため 必要な金額をこれ に加算した金額とし ることができる。	年9%以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れ る資金について、 利率の見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の利 率)	償還期間は、措置期 間を含め30年以内 とする。償還方法は、 元利均等、元金均等 等による。ただし、 財政の都合により、 期間中であっても繰 上償還し、償還年限 を変更し、又は借り 換えることができる。
合 計	176,200			

平成25年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区
特別会計予算

平成25年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ270,597千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		項	金	額
1	使用料及び手数料			170,196 千円
		1 使 用 料		170,196
2	繰越金			1
		1 繰 越 金		1
3	諸 収 入			94,022
		1 雑 入		94,021
4	繰 入 金	2 延滞金、加算金及び過料		1
		1 一 般 会 計 繰 入 金		6,378
歳 入 合 計				270,597

歳 出		項	金	額
1	商 工 費			186,843 千円
		1 商 業 費		186,843
2	公 債 費			83,754
		1 公 債 費		83,754
歳 出 合 計				270,597

平成25年度沖縄県産業振興基金特別会計予算

平成25年度沖縄県産業振興基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ387,910千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		項	金 額
款	収 入		139,191 千円
1 財 産	運 用 収 入		139,191
2 繰 越	金		16,301
	繰 越 金		16,301
3 繰 入	金		232,418
	繰 入 金		232,418
歳 入	合 計		387,910
歳 出		項	金 額
款	振 興 費		387,910 千円
1 産 業	振 興 費		387,910
歳 出	合 計		387,910

平成25年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算

平成25年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ346,357千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。
(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳入		項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	79,180	千円
		79,180	
	2 繰入金	240,009	
		240,009	
3 果債	22,200		
	22,200		
4 繰越金	4,968		
	4,968		
歳入合計		346,357	
歳出		項	金額
1 土木費	1 港湾費	32,815	千円
		32,815	
2 公債費	1 公債費	313,542	
		313,542	
歳出合計		346,357	

第 2 表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中城湾港整備事業	千円 22,200	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができ、	年9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、措置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、措置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合計	22,200	(借入時期) 平成25年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。		

平成25年度沖縄県中城湾港マリリン・タウン特別会計予算

平成25年度沖縄県中城湾港マリリン・タウン特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,404,229千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項	金 額
1	財 産 収 入		128,232 千円
2	繰 入 金	1 財 産 売 払 収 入	128,232
3	繰 越 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	453,127
4	諸 収 入	1 繰 越 金	99,770
5	県 債	1 雑 入	1,800
	歳 入 合 計	1 県 債	721,300
			721,300
			1,404,229
歳 出		項	金 額
1	土 木 費		810,412 千円
2	公 債 費	1 港 湾 費	810,412
		1 公 債 費	593,817
	歳 出 合 計		593,817
			1,404,229

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中城湾港マリン・ タウン整備事業	千円 721,300	(借入方法) 証書借入又は証 券発行による。 発行価格が額面 金額を下回ると きは、その発行 差額をうめるた め必要な金額を これに加算した 金額とすること ができる。	年9%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率)	償還期間は、措置期間を含め30年 以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等 等による。 ただし、財政の都合により、措置 期間中であっても繰上償還し、償 還年限を変更し、又は借り換える ことができる。
合 計	721,300			

平成25年度沖縄県駐車場事業特別会計予算

平成25年度沖縄県駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ116,029千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1 繰入金	金		49,638 千円
		1 一般会計繰入金	49,638
2 諸収入	入		66,391
		1 雑入	66,391
歳入	合計		116,029
歳出	款	項	金額
1 土木費	費		3,219 千円
		1 道路橋りょう費	3,219
2 公債費	費		112,810
		1 公債費	112,810
歳出	合計		116,029

平成25年度沖繩県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業
特別会計予算

平成25年度沖繩県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ93,789千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。（地方債）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる。地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳入		項	金額
1 繰越金	金		89 千円
		1 繰越金	89
2 県債	債		93,700
		1 県債	93,700
歳入		合計	93,789
歳出			
1 公債費	費	項	金額
			93,789 千円
歳出	出	1 公債費	93,789
		合計	93,789

第 2 表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中城湾港 (泡瀬地区) 臨海部土地 造成事業	千円 93,700	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができ る。 (借入時期) 平成25年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年9%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、措置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、措置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合計	93,700			

平成25年度沖縄県公債管理特別会計予算

平成25年度沖縄県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ83,017,567千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1	繰 入	金	72,817,567 千円
2	県 債	1 一 般 会 計 繰 入 金	72,817,567
		1 県 債	10,200,000
	歳 入	合 計	83,017,567
歳 出		項 目	金 額
1	公 債 費	費	83,017,567 千円
	歳 出	1 公 債 費	83,017,567
		合 計	83,017,567

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円 10,200,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。	年9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、当該見直し後の利率) 平成25年度	償還期間は、措置期間を含め25年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、措置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合 計	10,200,000			

平成25年度沖縄県病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成25年度沖縄県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病床数 2,304 床
- (2) 年間患者数 1,497,014 人
 - 入 院 710,713
 - 外 来 786,301
 - 病 院 722,468
 - 診 療 所 63,833
- (3) 一日平均患者数 1,947 人
 - 入 院 3,223
 - 外 来 2,961
 - 病 院 262
 - 診 療 所

(4) 主要な建設改良事業

- 中部病院がん化学療法センター・総合周産期センター整備・拡充事業 690,000 千円
- 宮古病院研修医等宿舍確保事業 92,316
- 八重山病院研修医等宿舍確保事業 100,000
- 八重山病院空調熱源設備改修工事 102,790
- 精和病院非常用ガスタービン発電設備改修工事 30,000

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第 1 款 病院事業収益 51,381,796 千円
- 第 1 項 医療収益 46,066,241
- 第 2 項 医療外収益 5,269,713
- 第 3 項 特別利益 45,842

支		出	
第1款 病院事業費用		51,303,253	千円
第1項 医療費用		49,018,690	
第2項 医療外費用		1,035,915	
第3項 特別損失		1,238,648	
第4項 予備費		10,000	
(資本的収入及び支出)			
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,816,926千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする)。			
収		入	
第1款 資本的収入		3,507,963	千円
第1項 企業債		1,378,900	
第2項 他会計負担金		2,104,745	
第3項 国庫補助金		24,318	
支		出	
第1款 資本的支出		5,324,889	千円
第1項 建設改良費		2,245,452	
第2項 企業債償還金		2,679,432	
第3項 他会計からの長期借入金償還金		400,003	
第4項 無形固定資産		1	
第5項 国庫補助返還金		1	
(債務負担行為)			
第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。			
事項	期間	限度額	
中部病院院内保育所整備事業	平成26年度から平成35年度	116,707	千円
南部医療センター・こども医療センター院内保育所整備事業	平成26年度から平成35年度	127,968	千円
(企業債)			
第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。			
1 起債の目的	県立病院及び附属診療所の施設整備、資産購入		
2 限度額	1,378,900千円		
3 起債の方法	証書借入又は証券発行		
借入時期は、平成25年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の一部又は全部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。			

4 利率	年9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)		
5 償還の方法	据置期間を含め30年以内に元利均等又は元金均等等にて償還する。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。		
(一時借入金)			
第7条 一時借入金の限度額は、3,500,000千円と定める。			
(予定支出の各項の経費の金額の流用)			
第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。			
(1) 収益的支出における医薬費用、医薬外費用及び特別損失相互間の流用			
(2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金、無形固定資産及び国庫補助返還金相互間の流用			
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)			
第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。			
職員給与費	29,755,600 千円		
(他会計からの補助金)			
第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,881,691千円である。			
(たな卸資産購入限度額)			
第11条 たな卸資産の購入限度額は、9,571,760千円と定める。			
(重要な資産の取得及び処分)			
第12条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。			
	種類	名称	数量
1 取得する資産	器械備品	磁気共鳴画像診断装置	2
2 取得する資産	器械備品	放射線画像情報システム	1
3 取得する資産	器械備品	電子カルテシステム	1

平成25年度沖繩県水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度沖繩県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水対象	那覇市ほか20市町村及び1企業団
(2) 当年度総給水量	148,383 千m ³
(3) 一日平均給水量	407 千m ³
(4) 主要な建設改良事業	11,202,614 千円
イ 石川浄水場高度浄水処理施設建設事業	4,285,954
ロ 導送水施設整備事業	3,633,748
ハ 北谷浄水場施設整備事業	3,282,912

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		支出	
第1款 水道事業収益	16,263,707 千円	第1款 水道事業費用	16,765,537 千円
第1項 営業収益	15,931,507	第1項 営業費用	14,363,811
第2項 営業外収益	223,133	第2項 営業外費用	2,012,442
第3項 特別利益	109,067	第3項 特別損失	384,284
		第4項 予備費	5,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,688,528千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額162,064千円、過年度分損益勘定留保資金3,406,762千円及び減価積立金119,702千円で補てんするものとする)。

収入		支出	
第1款 資本的収入	13,052,227 千円	第1款 資本的支出	16,740,755 千円
第1項 補助金	9,738,480	第1項 建設改良費	13,011,762
第2項 企業債	2,509,000	第2項 企業債償還金	3,689,225
第3項 固定資産売却代金	4,777	第3項 国庫補助金返還金	39,768
第4項 投資償還金	799,970	(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができざる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
石川浄水場高度浄水処理施設建設事業	平成26年度	1,063,039 千円
北谷浄水場施設整備事業	平成26年度	2,266,679 千円
導送水施設整備事業	平成26年度	2,713,926 千円
石川浄水場運転管理業務委託事業	平成26年度から平成28年度まで	316,303 千円
西原浄水場運転管理業務委託事業	平成26年度から平成28年度まで	246,462 千円
西系列取水ポンプ場等維持管理業務委託事業	平成26年度から平成28年度まで	137,731 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的	①多目的ダム建設負担金 ②取水、貯水、導水、浄水、送水施設整備事業
2 限度額	2,509,000千円
3 起債の方法	証書借入又は証券発行
4 利率	年9%以内
5 償還の方法	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、9,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 水道事業費用における営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金及び国庫補助金返還金相互間の流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 2,349,137千円
- (2) 交際費 150千円

(他会計からの補助金)

第10条 臨時財政特例債等の償還等に要する経費等に於てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、573,977千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

平成25年度沖繩県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度沖繩県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|------------------------|
| (1) 給水対象 | 93 事業所 |
| (2) 当年度総給水量 | 7,141 千 ³ m |
| (3) 一日平均給水量 | 19 千 ³ m |
| (4) 主要な建設改良事業 | 18,600 千円 |
| 小那覇増庄ポンプ場改良事業 | 18,600 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		330,941 千円
第1項 営業収益		270,476
第2項 営業外収益		60,464
第3項 特別利益		1
支出		
第1款 工業用水道事業費用	356,888 千円	
第1項 営業費用	334,213	
第2項 営業外費用	22,174	
第3項 特別損失	1	
第4項 予備費	500	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額109,548千円は、過年度分損益勘定留保資金81,021千円及び減価積立金28,527千円で補てんするものとする）。

	収	入
第1款 資本的収入		79,957 千円
第1項 補助金		29,956
第2項 固定資産売却代金		1
第3項 投資償還金		50,000
支出		
第1款 資本的支出	189,505 千円	
第1項 建設改良費	19,388	
第2項 企業償還金	70,116	
第3項 国庫補助金返還金	1	
第4項 投資	100,000	
(一時借入金)		

第5条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 工業用水道事業費用における営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業償還金、国庫補助金返還金及び投資相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

34,340 千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、87,873千円である。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
---	---